

令和2年度第4回（第32回）魚沼市地域公共交通協議会 議事要旨

日 時	令和2年12月14日（月）13:30～15:15
場 所	魚沼市役所 本庁舎 議会会議室
出席委員	19名（うち代理出席3名） ※別紙、出欠名簿のとおり
欠席委員	5名
事務局	6名
オブザーバー	2名
傍聴者	0名
会議次第	1. 開 会 2. 開会あいさつ 3. 報 告 1) 法律の一部改正に伴う規約の改正について 2) その他 4. 協 議 1) 魚沼市地域公共交通計画（案）について 2) その他 5. その他 6. 閉 会
会議結果	承認
会議概要	下記のとおり（要点記録）

1. 開 会

○事務局

・12月12日、内田市長就任

2. 開会あいさつ（内田会長）

3. 報 告

1) 法律の一部改正に伴う規約の改正について

【(資料No.1) 法律の一部改正に伴う規約の改正について説明（事務局）】

【質疑、意見等】

質疑応答なし

2) その他

○事務局

・小出駅前広場の区画線整備と看板設置について報告

4. 協 議

1) 魚沼市地域公共交通計画（案）について

【(資料No.2) 魚沼市地域公共交通計画（案）について説明（事務局）】

【質疑、意見等】

○宮腰副会長（長岡工業高等専門学校）

- ・前回の意見やアンケート結果を踏まえたくえで、施策4「主要施設への公共交通の乗り入れ」と施策8「運転免許返納者に対するサービスの拡充」が盛り込まれている点について、望ましいと思う。
- ・施策3について、利用方法等について配布物を作成することは良いと思うが、地域公共交通への住民参加という面で言うと一方的であるので、何か意見が取り上げられるように、双方向で意見を共有することを何らかの形で入れてもらえると、目標4ともつなげられると思うので考慮してほしい。
- ・施策7の関係機関との連携強化について、利用促進を図る上で、交通事業者側が持っているノウハウや意見を吸い上げるような関係性を築いてもらいたい。
- ・中心部の連携強化について、市の施策の問題であるので考慮してもらいたい。

○事務局

- ・施策3は住民参画の部分に触れるということによいのか。

○宮腰副会長（長岡工業高等専門学校）

- ・そういうことである。
- ・パブリックコメントの募集が控えているが、以前に意見を広報紙で募集したところ、集まらなかった経過がある。今回さまざまなものを配布することになるが、配布した際のリアクションが見えないというのは役所側からすると非常に残念な状況であるため、気になることがある方が出てきた場合には、何らかの形でリアクションが見えるようにしてほしい。例えば、ホームページ等で意見を募ることができるようにするなどをして、意見を拾うようにしてほしい。

○事務局

- ・施策3については、ホームページ等に意見を寄せられるところを設ける取り組みは可能であると思う。また、市報に載せただけでは意見を吸い上げられないこともあるので、各地区の区長会などに働きかけることも必要だと考えている。
- ・施策7の連携強化であるが、事業者ノウハウがあるので、話を聞いたり、情報提供をしながら話し合いができる場を作る形で連携強化を図っていきたいと考えている。

○大田委員（国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局）

- ・11月27日に活性化再生法が施行され、国土交通省においては計画策定の手引きを公表した。
- ・魚沼市においても手引きに基づきながら打合せを行っているが、今後最終的な計画として詰めていく中で、大筋の形を変えることは無いが、今後の作業を進めるなかで、表現の仕方など細かいチェックによって、若干表現を変更する可能性がある点を委員の皆様にはご了解いただきたい。また、目標等が大きく変わる場合は協議を行い、協議会

の了承を得る形とする。

○波方委員（堀之内連合区長会）

- ・自治会関係の方から意見というか要望を含めて、話しをさせていただきたい。P57に目標1,2とあるが、堀之内の場合、各区長の方々と協議を進めた中で、乗合タクシーの認知度が非常に低く、区長自身が運行内容を理解していないという現状があることが分かった。
- ・区が区民向けの各方面にPRする乗合タクシーの資料を作り、区内回覧という形で、利用促進の広報活動を3回実施した。
- ・昨年の5月、利用促進のために高齢者向けの無料運行が実施されたが、新型コロナウイルスの影響もあって利用を控えた面があったので、来年度、もう1回高齢者向けの無料体験ができる運行をしてもらいたい。
- ・運行内容や乗車方法が分かれば、利用をしようと思っている区民は大勢いると感じている。また、地域の公共交通の説明会や意見を聞く場が、もっとあったほうが良いと思う。
- ・魚沼基幹病院の計画について、現状のルートで直通便が1本あってもいいと思う。これらも含め、細かいことを協議する場が必要だと考えている。各区長さん方と相談しながら進めたいと思っている。

○事務局

- ・市では公共交通についての出前講座を行っており、説明をしたり意見を聞くような機会を設けている。区や自治会単位での利用をお願いしたい。
- ・竜光、新道島、下新田、根小屋の区長さん方から、ご意見や地域要望を頂いているので、今後も意見交換をしていきたいと思う。また、計画（案）施策2において、地域住民の声が重要であり、地域住民が公共交通の課題を話し合う場を整えるなど、公共交通に関与する仕組みづくりが必要であると記載している。これを踏まえて、住民が主体的に地域の足を考える場を設け、市に伝える仕組みを作ることを目指して施策を進めていくので、積極的な参加をお願いしたい。

○内田会長（魚沼市長）

- ・広報のやり方や意見の吸い上げなどをきちんとやるということによろしいか。

○事務局

- ・その通りである。

○内田会長（魚沼市長）

- ・サービスの提供が、市民の意見とずれないようにすすめてもらいたい。

○井口委員（魚沼市地域自立支援協議会）

- ・P68の主要施設への公共交通の乗り入れについて、小出病院に乗り入れている路線バスがないため、バス停から歩いていかなければならない。特に高齢者は距離が長くなくても徒歩は大変なので、ぜひ進めてもらいたい。
- ・P69魚沼基幹病院までの路線バスについて、所要時間が短くなるようなルートを検討することで、利用者が増えると思う。
- ・入広瀬や守門地区から小出に出てきて、乗り継いで基幹病院にいきたい人にとっては

アクセスが悪く、不便を感じているという声が多く聞こえてくるため、乗り継ぎの部分についても考慮してもらいたい。

○事務局

- ・小出病院や魚沼基幹病院へのアクセス向上ということで施策に採用している。
- ・小出一六日町線の見直しが進めば本数も現状の4往復より増える可能性もあるため、守門・入広瀬からの乗り継ぎも長時間待たずに利用できると考えおり、交通事業者や関係施設と協議をしながら進めていきたい。

○内田会長（魚沼市長）

- ・原案の修正を含めまして、協議事項について、承認してよろしいか。

【採択】承認

2) その他

2) その他

○小島委員（魚沼市タクシー協会）

- ・入広瀬コミュニティバスについて、先日、臨時便を運行したとのことだが、どこの許可なのか。また、臨時便を出したときの利用者数は何人だったか。

○樫沢委員（入広瀬コミュニティ協議会）

- ・入広瀬コミュニティ協議会に対して、住民から要望があり、コミュニティバス部会で検討し、北部事務所とも相談し、自主財源を用いて11月28日に半日運行をすることとなった。
- ・地域住民の声による初めての臨時運行となり、コミュニティバスのアピールにもつながるとも考えていた。地域のために、また、コミュニティバスが身近なものであると捉えてもらう目的で運行が決定された。

○事務局（佐藤北部事務所長）

- ・11月28日の土曜日に行われた入広瀬地域の住民健診の送迎に利用するために、午前中のみ臨時運行した。
- ・住民健診は例年コミバスの運行に合わせて実施していたが、今年は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、会場の3密を避けるため、止む無く2回に分けて実施する必要があった。
- ・1回目の住民健診はコミバスの運行日に実施できたが、2回目はコミバスの運行に合わせた実施が事業者と調整できず、土曜日の開催となった。
- ・地域の方から、土曜日の住民健診開催に合わせてコミバスが運行されるとありがたいという声を聞いて、臨時運行できないか北部事務所に相談があった。
- ・市との運行に関する協定書によると、運行計画の変更を行う場合は、協議のうえ変更すると書かれている。経費については補助対象外経費という条件で運行を決めた。
- ・検診を行う担当課には、今後検診や住民が集まる場合は、コミバス運行日に行うよう申し入れた。

○小島委員（魚沼市タクシー協会）

- ・利用された人数はどうでしょうか。

○事務局（佐藤北部事務所長）

・20人と聞いている。半日運行である通常の火曜で、1回9.8人の運行であり、20人という人数を見ると、検診のために運行した効果はあったと判断している。

○小島委員（魚沼市タクシー協会）

・小出地域の乗合タクシーは土日祭日の運行はしていない。土曜午前に民間の医院が開いているので、土曜の午前だけでもいいから運行してほしいという要望や、市内のイベントが土日祭日にあった場合の臨時便の要望も多い。限られた予算の中、土日の運行が中々実現できない状況である一方で、コミバスの運行許可が下りた様なので、お聞きした。

・乗合タクシーの認知度が上がって、今後、利用者増が見込める場合は、新たに土曜日の乗合タクシーの運行も考えてもらいたい。また、イベント時における住民の要望が入広瀬でそれだけあるということは、市街地ではより要望が多いということを理解してもらいたい。また、市街地周辺部の乗合タクシーでは、1日おきの運行や本数を減らすなどして、予算がかからないよう工夫して運行をしているが、便数が増えれば、利用客はもっと増えていくと思う。限られた財源の中での運行は大変なことだが、住民の方に少しでも喜んでいただけるようにしてほしいと思う。

・運輸支局の大田委員へ質問だが、コミュニティバスを運行するために入広瀬地区を交通空白地帯としている。私たちはその中で認可され、タクシーを運行しているが、今後、交通空白地帯に対してタクシーの営業区域の認可を返上することは可能か。

○大田委員（国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局）

・運輸支局に持ち帰って輸送担当の者に確認して返事をしたい。

○小島委員（魚沼市タクシー協会）

・その件に関連して、市外の登山客で、大白川駅から登山口までメーターで2,000～3,000円の利用がある。小出から行くのに1時間、帰るのに1時間かかり、免許業者として運送しなければ乗車拒否として罰則がある。お客様に対しては小出から1時間かかるので、時間貸切2時間半という条件を提示し、その条件であれば、小出から大白川まで只見線に乗って登山口まで行くのと、はじめから（小出駅）から登山口までいくのは同じ料金であると説明して理解してくれるお客様もいるが、中には憤慨する方もいる。お客様から運輸支局への苦情により、運輸支局からはきちんとした対応をとってくださいとも言われるが、そこまでのボランティアは事業者にはできない。なので、免許返上について確認したかった。

・マスクの着用について、タクシー乗車時にマスクをしていない方に対しては会社の経費でマスクを用意し、マスクを着用してから乗車してもらうように促してはいるが、マスクを渡しても着用してくれない方がいる。これに対して、申請を出せば乗車拒否に当たらないという許可が出たと聞いている。新潟県条例でお断りしてもいい、乗車拒否には当たらないということが書かれているようだが本当なのか。

○大田委員（国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局）

・新潟県条例については、詳しく確認する必要があるので、今はお応えできない。マスクをしない方の乗車を断ることに 대해서는、運送約款上にはマスクを着用しない場

合は乗車をお断りすることがあるということを明示すれば、それに基づいて引受けを断ることが可能になると聞いている。運送約款改正の手続きが必要になる。

○小島委員（魚沼市タクシー協会）

・新潟県条例ではどうなのか、後で確認してもらいたい。

○内田会長（魚沼市長）

・運送約款を変更するのも簡単ではないし、また、コロナが終わったら元に戻すのも変更が大変である。

○事務局

・乗合タクシーの土曜運行について、運行計画に基づいて国から認可をもらっているため、すぐにはできないが、移動需要があるならば今後考えていく必要がある。

・運輸支局の大田委員からも発言があったが、計画（案）について、先般、国が示した計画策定の手引きや本日頂いた意見を踏まえて、若干の修正が必要であると考えている。本来であれば、再度協議会の場で協議するのがベストであるが、計画（案）を12月21日の週に郵送させていただき、協議会を開かずに、修正後の計画（案）の確認をお願いしたい。

○内田会長（魚沼市長）

・修正案の郵送での確認について異議はないか。

【異議なし】

5. その他

○事務局

・今後のスケジュールについて

・12月21日の週に修正計画（案）を郵送する。

・今年度の乗合タクシー区域運行の実績、一次評価については会議を開かずに書面協議にて行う。会議は開かないが第5回の協議会とする。

・1月12日からパブリックコメントを募る予定。

・2月22日に第6回協議会を開催予定。パブリックコメントを踏まえて最終審議を行い、成案として進めていく予定。

・3月には国土交通省に計画認定を申請予定。

・3月下旬には印刷製本したうえで計画書を配布し、ホームページでも公開予定。

6. 閉 会

閉会あいさつ（宮腰副会長）

【別紙】

令和2年度第4回(第32回) 魚沼市地域公共交通協議会 出欠名簿

(敬称略)

No.	所 属 等	氏 名	代理出席等	備考
1	魚沼市長	内 田 幹 夫	○	会 長
2	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐駅長 山 田 真 紀	○	
3	南越後観光バス株式会社	関 正 太	○	
4	魚沼市タクシー協会	会長 小 島 由 紀 子	○	
5	ひかり交通株式会社	代表取締役 渡 辺 恵 介	代理：山本 学	
6	入広瀬コミュニティ協議会	会長 梶 沢 一 彦	○	
7	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課	課長 長 谷 川 孝 志	欠	
8	新潟県魚沼地域振興局地域整備部	副部長 宮 嶋 孝 吉	○	
9	魚沼市産業経済部	副部長 星 政 晴	○	監査員
10	新潟県小出警察署	署長 松 川 寛 治	代理：丸山 耕二	
11	堀之内連合区長会	会長 波 方 稔	○	監査員
12	小出四日町区連合自治会	会長 磯 部 三 千 夫	○	
13	湯之谷地区自治会連絡協議会	会長 内 田 一	○	
14	広神連合自治会	会長 青 山 春 彦	○	
15	守門地区嘱託員会	会長 佐 藤 健	欠	
16	入広瀬区長会	代表 浅 井 作 松	欠	
17	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科	教授 宮 腰 和 弘	○	副会長
18	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長 佐々木 凜太郎	欠	
19	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画専門官 大 田 尊 博	○	
20	新潟県魚沼地域振興局企画振興部 地域振興課	課長 貝 瀬 明	○	
21	新潟県立小出高等学校	校長 梶 良 成	欠	
22	魚沼市老人クラブ連合会	会長 佐 藤 喜 郎	○	
23	魚沼市地域自立支援協議会	会長 井 口 正 博	○	
24	日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会	議長 矢 島 良 彦	欠	
25	魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長 戸 田 千 穂 子	代理：山田 正明	
26	魚沼市北部事務所	所長 佐 藤 正	○	コミュニティバス
27	〃 地域づくり係	係長 小 西 昌 明	○	〃
28	魚沼市市民福祉部	部長 桑 原 昇	○	
29	魚沼市市民福祉部生活環境課	課長 山 内 勝	○	事務局長
30	〃 交通対策係	係長 関 祐 樹	○	事務局
31	〃	主任 井 口 貴 行	○	〃

職 名 等	氏 名
エヌシーイー株式会社 地域マネジメント部 計 画グループ	次長 佐 藤 雅 志
エヌシーイー株式会社 地域マネジメント部 計 画グループ	長谷川 圭輔

参考：新潟運輸支局回答

<質問1>

入広瀬地域は交通空白地域として、市に於いて自家用有償運送を行っているが、この地域の営業区域を廃止することは可能か。

(回答)

タクシーは、子供からお年寄りまで幅広い利用者の日常生活における多様な移動ニーズに応える、ドアツードアのサービスを提供する公共交通機関です。

市町村が、主体的に交通空白地域・不便地域の解消等を図るため自家用有償運送を行っているとしても、地域住民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を果たしていることに変わりありません。

営業区域の廃止に関しては、いったん廃止すると復活は容易ではありませんので、関係する市町村や地域住民等と必要な意見交換を十分に行ったうえで判断いただきたいと考えます。

<質問2>

コロナ禍において、マスクをしていない乗客について、乗車を拒否できる条例（県？）が制定されたと聞いた。真偽は如何に。

(回答)

タクシーをご利用いただくお客様の中には、酔ったままマスクを着用せず、大声で話しながら乗車する方もおり、一部の事業者から、マスクの着用求めに応じない利用者の乗車をお断りする旨を、新たに約款に定める申請がされておりました。

申請のあった約款内容は、タクシーの運転手が、マスクを着用していない理由を丁寧に聞き取った上で、病気など正当な理由がない場合に限り、マスクの着用をお願いすることを基本として、それでも正当な理由なく、マスクを着用しないお客様についてのみ、乗車をお断りすることができることとしたものであり、関東運輸局により11月4日（水）に認可されました。

国土交通省によるプレスリリース資料を添付しますので、ご確認をお願いします。

また、マスクを着用していないお客様の乗車をお断り出来るという、県等の条例の有無については、当支局において把握しておりません。

タクシー乗車の際はマスクの着用をお願いします！

- 本年8月以降、都内の一部タクシー事業者から、マスクの着用の求めに応じない利用者の乗車をお断りする旨を運送約款に規定する申請がなされました。
- 国土交通省は、申請内容が、「①運転手がマスクを着用していない理由を丁寧に聞き取った上で、②病気など正当な理由がない場合に限り、マスクの着用をお願いすることを基本とし、③それでも正当な理由なく、マスクを着用しない者についてのみ乗車をお断りする内容」であることから、マスク未着用者の乗車を一律にお断りするものではなく、また、運転者のみならず次に乗車する利用者の感染防止対策に資するものであるため、本日、認可いたしました。

1. タクシーは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、感染のリスクや不安を抱えながらも、まさにエッセンシャル・サービスとして、高齢者や妊婦を含む地域住民の運送を担い、公共交通機関としての使命を果たしてきました。
2. 一方で、タクシー利用者の中には、酔ったままマスクを着用せずに、大声で話しながら乗車する方がいるなど、運転者が不安を抱えているとの相談がタクシー事業者から寄せられておりました。
3. 引き続き公共交通機関としての使命を果たしていただくためにも、特別な事情がある場合を除き、タクシーの利用者にはマスクの着用をはじめとする感染拡大の予防にご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

自動車局旅客課 村瀬、土肥

(代表)03-5253-8111(内線 41242、41243)

(FAX)03-5253-1636